

特集「訴訟・紛争関係の諸課題と今後の対応」の企画にあたって

会誌広報委員会*

知財立国が国策として打ち出されて以来、知財環境に大きな変化の波が押し寄せている。2002年7月に「知的財産戦略大綱」、同年11月に「知的財産基本法」、そして2003年7月には「知的財産の創造、保護および活用に関する推進計画」が公表された。昨年当誌では、これらの政府施策による知的財産環境整備を受け、企業として、自らの経営に資するよういかに戦略を組み立て、活用すべく管理していくかが重要であるとの認識のもとに、知的財産の創造、活用、保護という3つの観点から「企業経営に資する知的財産管理」を特集企画した。すなわち、剣を鍛え、振るい、砥ぐように、知的財産の武器としての側面をいかに充実させるかが大きな課題となっていたわけである。

しかしながら、知的財産の価値がクローズアップされるにつれ、知財訴訟における損害賠償額の高額化や職務発明裁判をはじめとする知財訴訟の増加が顕著になり、2003年から2004年にかけての訴訟制度改革の動きに特許法第35条の改正も相まって、攻めと共に守りの側面も含めた訴訟・紛争への対応が新たな課題となってきている。このような環境変化に適応し、企業戦略に取り込んでいくことは、今後の企業経営の根幹にもかかわる問題である。

そこで今回は、訴訟制度の改正を軸とし、訴訟・紛争関係の諸課題と今後の対応について特集し、各界の専門家並びに当協会内のプロジェクト・メンバー、専門委員会に執筆をお願いした。

まず一連の訴訟制度改革の総論として、裁判所の見地から、知的財産訴訟の制度改革の概要と実効ある制度運用について東京地方裁判所判事（現甲府地方・家庭裁判所長）の飯村敏明氏に、会員の見地から、知的財産高等裁判所創設と今後の展望について、当協会2003年度司法制度改革プロジェクト・メンバーの長谷川暁司氏にお願いした。

また、訴訟制度の改正にかかわる課題として、秘密保持命令、証拠収集手続などの特許権侵害行為の立証容易化に関する法改正への対応を、訴訟代理人の見地から弁護士の小松陽一郎氏に、訴訟当事者の見地から当協会2004年度特許第2委員会に、付記弁理士制度への対応を、弁護士の見地から森崎博之弁護士にお願いした。

そして、最近の訴訟・紛争関係の注目すべき動きとして、特許権侵害に対する損害賠償額算定に関する裁判所の動向、特許法第35条の改正と企業の対応、ネットワーク環境における著作権紛争と著作権制度の課題について、それぞれ北海道大学教授の田村善之氏、当協会2004年度職務発明プロジェクト・リーダーの萩原恒昭氏、2004年度デジタルコンテンツ委員会にお願いした。

* 2004年度 Publication and Public Affairs Committee

※本文の複製,転載,改変,再配布を禁止します。

今回の特集が、訴訟制度改革の大きな流れを把握し、訴訟・紛争への対応を考えるひとつのきっかけとなり、会員各位の知的財産活動の一助となれば幸いである。

このほか、今回の特集号（3月号）とは別に、「知的財産高等裁判所設置法及び裁判所法等の一部を改正する法律」をテーマとした座談会の内容を、3月号の別冊として同時に発行した。この座談会では、法律成立の背景・経緯を振り返り、新法の概要、その影響及び評価、これからの実務運用のあり方などが議論されている。出席者としては、弁護士の牧野利秋氏が司会をされ、産業界から当協会理事長の作田康夫氏、学界から東京大学教授の大淵哲也氏、裁判所から東京地方裁判所判事（現甲府地方・家庭裁判所長）の飯村敏明氏、更に、司法制度改革推進本部事務局において直接立案に携わられた、吉村真幸氏（現最高裁判所事務総局情報政策課参事官）、滝口尚良氏（現特許庁審判官）、小田真治氏（現東京地方裁判所判事補）が参加されている。特集号の論説と共にこちらも是非ご一読いただきたい。

最後に、今回の特集企画の趣旨にご賛同いただき、ご多忙中にもかかわらずご寄稿いただいた執筆者各位、並びに、企画の進行にあたり種々のアドバイス、ご尽力、ご協力をいただいた各方面の方々に、篤く御礼申し上げますと共に謹んで感謝の意を表したい。

